

消費者トラブル確認書

平成27年

受付番号 (フ) 773

本書は以前契約された販売会社が未納料ないしは契約違反について、あなたに対する訴状が管轄裁判所へ提出された事をお知らせ致します。

紛争内容(会社名、違反条項等)のご確認につきましては担当職員にて受け賜りますので必ずご本人様からご連絡お願い致します。

下記締め切り日まで連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

締め切り期日 平成27年 1月23日

尚、被告に放置しておく、相手方の言い分とおりの判決が出てしまい、執行官立会いのもとあなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※ 個人情報 を不正に入手した訪問販売や投資型詐欺が後を絶たない時代を迎えております。
方が身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祭日を除く)

(相談ホッライン) 03-6895-2915

〒125-0053 東京都葛飾区鎌倉 3-22-1

日本消費生活紛争センター